

## 入札説明書

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター電力供給

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター  
九州シンクロトロン光研究センター

## 入札説明書

「佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター電力供給」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は下記事項を熟読のうえ入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記10によることとします。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

### 1 公告日

平成29年4月26日

### 2 競争入札に付する事項

#### (1) 名称

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター電力供給

#### (2) 供給期間

平成29年8月1日から平成30年7月31日まで

#### (3) 供給場所

鳥栖市弥生が丘八丁目7番地 佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター

### 3 仕様書等

別紙のとおり

### 4 入札参加資格

佐賀県の物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）に基づく入札参加資格を有する者であること。

5 入札参加条件

平成29年5月31日（水）の時点で、次の条件を満たすこと。

- (1) 4の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター 九州シンクロトロン光研究センター 総務課  
郵便番号 841-0005  
佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地  
電話番号 0942-83-5017

7 契約条項を示す場所

6の部局

8 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 仕様等に対する質疑応答
- (1) 仕様等に対し質問がある場合は、平成29年5月15日（月）から同月17日（水）までに下記アドレスに電子メールで送付すること。
  - (2) 質問に対する回答は、平成29年5月23日（火）から同月26日（金）まで当センターのホームページに掲載する。
  - (3) 電話、ファクシミリ等による質問は受け付けません。
  - (4) 問い合わせ先 九州シンクロトン光研究センター 総務課  
メールアドレス info@saga-ls.jp  
(送る前にメールアドレスを再確認してください。)  
電話番号 0942-83-5017
- 11 入札書の提出場所、提出期限及び注意事項
- (1) 提出場所  
6の部局
  - (2) 提出期限  
平成29年5月30日（火）午後3時まで
  - (3) 注意事項
    - ア 入札に参加する者は、入札書を直接持参し、又は郵送（書留郵便に限る。受領期限までに必着）すること。電話、電子メール、ファクシミリ等による入札は認めません。
    - イ 「様式1」の電力見込み量を使用する場合は「様式1」の入札書を使用すること。「様式2」の電力見込み量を使用する場合は「様式2」の入札書を使用すること。
    - ウ 入札金額は、契約電力に係る基本料金及び使用電力量に係る使用電力料金の総額（以下「参考総価比較額」という。）とします。併せて、様式1または様式2にその積算内訳として、契約電力に係る基本料金及び使用電力量に係る使用電力料金それぞれに対して、契約希望単価（1円未満の端数を含むことができる）並びに、当センターが提示した契約電力及び月別使用電力量（参考）に対し、それぞれの契約希望単価を乗じて計算した月別金額を記載し、入札書に袋とじ又は割印のうえ提出すること。ただし、入札書の記載額には、消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。  
なお、基本料金等に力率割引がある場合は、当センターが提示した力率に対し、力率修正率を乗じて計算した月別金額を記載すること。
    - エ 落札決定に当たっては、ウにより算定した参考総価比較額にて行います。ただし契約締結は、契約電力に係る基本料金の単価及び使用電力量料金の単価で行います。
    - オ 代理人が入札する場合は、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておくこと。

- カ 入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ密閉し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「5月31日開封《佐賀県立九州シンクロトン光研究センター電力供給》の入札書在中」と朱書きし、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「5月31日開封《佐賀県立九州シンクロトン光研究センター電力供給》の入札書在中」と朱書きすること。
- キ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておくこと。
- ク 入札者は、その提出した入札書の書換え、変更又は取消しをすることができません。
- ケ 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

## 12 開札の日時及び場所

- (1) 日時  
平成29年5月31日（水）午前10時00分
- (2) 場所  
佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地  
佐賀県立九州シンクロトン光研究センター 2階セミナー室B
- (3) 開札に立ち会うことを認められる者  
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行います。

## 13 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいないときは、別に定める日時に再度の入札を行います。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合であって、その全ての者の同意が得られれば、その場で再度入札を行います。

## 14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
佐賀県の財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。
- (2) 契約保証金  
佐賀県の財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第3号の規定により免除します。

## 15 入札の無効

次に掲げる入札は、無効入札とします。

なお、13により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができません。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (7) 入札参加資格のない者、入札参加資格条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 16 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

## 17 支払条件

- (1) 落札者は電力供給開始後、毎月月末の24時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前回の計量から今回の計量までの使用電力量をいう。）に基づき電気料金の算定を行うものとします。
- (2) 当センターの確認後、落札者の様式の請求書により、電気料金の支払いについて当センターに請求を行うものとします。
- (3) センターは、(2)の請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならないものとします。